

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様

学校教育局生徒指導・学校安全課長

#### 校則の積極的な見直しについて（通知）

これまで、校則については、学校が教育目的の実現に向けて必要な生徒の行動指針として制定し、適切な運用及び見直しなどの取組を進めているところですが、令和4年度（2022年度）から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、令和4年度（2022年度）に18歳となる現在の15歳（中学校第3学年）が入学する令和2年度（2020年度）を目途に、法令との関連を踏まえて、校則や校内規定の見直しを図ることが必要となります。

については、次の点を踏まえ、各学校において、校則の積極的な見直しを進めるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 基本的な考え方

校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであること。

##### 2 内容

校則の内容については、社会通念上合理的と認められる範囲において、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされていること。

#### 【校則の例】

- ・ 通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
  - ・ 校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
  - ・ 服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
  - ・ 所持品に関するもの（不要物、スマートフォン・携帯電話、金銭等）
  - ・ 欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
  - ・ 校外生活に関するもの（交通安全（運転免許取得を含む。）、校外での遊び、アルバイト等）
- など

##### 3 運用

- (1) 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行うことが重要であること。
- (2) 教員が形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要があること。
- (3) 校則の指導が真に効果を上げるためには、年齢からは法律上可能であっても、学校

で生活するに当たり必要なルールがあることなど、その内容や必要性について児童生徒・保護者の間に共通理解をもつことが重要であること。

(4) 入学時等までに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があること。その際、校則に反する行為があった場合の対応について、その基準と併せて周知することも重要であること。

(5) 就職が内定した進路決定者が、就職する時期までに必要な運転免許を取得できるようにするなど、円滑に職業生活に入れるよう配慮することが必要であること。

#### 4 見直し

校則の見直しは、最終的には当該学校の校長の権限において適切に判断されるものであるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が参加した上で決定することが望ましいと考えられること。

(生徒指導・学校安全グループ)